

仮定法現在についての一考察

西 村 豊

A Study on Present Subjunctive Mood

Yutaka Nishimura

豊岡短期大学 論集

第 15 号 別 冊

平成 31 年 3 月 31 日 発 行

仮定法現在についての一考察

A Study on Present Subjunctive Mood

西村 豊

Yutaka Nishimura

はじめに

2016年のアメリカ大統領選挙前の民主党予備選挙において、民主党の大統領候補をヒラリー・クリントンと争ったバーニー・サンダース上院議員が、ペンシルバニア州フィラデルフィアのウェルズ・ファーゴ・センターで開催された民主党全国大会において次のように述べたのである。

- (1) “And I move that Hillary Clinton be selected as the nominee of the Democratic Party for President of the United States.” —Bernard “Bernie” Sanders (2016.7.26 CNN 10)

また、Facebookのデータ不正流用問題に関してのイギリス議会の動きとして次のことが報じられた。

- (2) In the United Kingdom, Parliament has requested that Facebook CEO Mark Zuckerberg appear to answer questions. — (2018.3.29 CNN 10)

上記例文の下線部 be・appear はいずれも仮定法現在である。

H. Bradley (1904: 38) が「一世代後には、有用な機能を果たしている were を唯一の例外として、仮定法の形態はこの世から消滅してしまっているだろう」¹⁾ と予言し、その後仮定法現在においても直説法がそれに取って代わる傾向があった。Bolinger (1977: 189) は、「仮定法現在と直説法を区別して使う人もいれば、中にはどちらの場合にも直説法だけを用いて済ますような人もある」²⁾ と指摘している。Givón (1993: 275) も「多くの話し手、特に若者は、仮定法現在の用法を認識していない」³⁾ とまで述べている。さらに、Leech, G. & J. Svartvik (2002: 396) によれば、この直説法を使う傾向はイギリス英語によく見られるとしている⁴⁾。また、Swan (2016: 264) は、くだけたイギリス英語では特に直説法が好まれると述べている⁵⁾。

しかし、そのような直説法化の流れがある中でも、スピーチやニュースでの改まった表現で

あるとはいえ、今日においても上記例文のように仮定法現在では依然として使用されているのである。

本稿では、大学入試においても頻出問題の一つである仮定法現在について、その用法の歴史的な背景と本質的な意味についての一考察を行う。

仮定法現在の歴史的背景と that 節における意味

仮定法現在の基本概念

まず条件文における仮定法現在を考えてみる。

(3) If it be fine tomorrow, we will go on a picnic.

(4) If it is fine tomorrow, we will go on a picnic.

現代英語以前においては、陳述内容の成立可能性に対して、話者の判断が中立的であることを示す場合は、(3)のように仮定法現在で表されていたのである。これは明日晴れるかどうか話者がはっきりと判断できない中立的立場を、現実世界とは遊離した無色透明な原形動詞を用いることによって表したのである。しかし、現代英語では、(4)のような直説法の現実的条件文が用いられるようになっているのである。

これは、直説法が一般化する中でわざわざ仮定法現在を用いなくても意味的に充分理解できるということによるものである。当然談話の流れの中で発話されるわけであるので、たとえ実現の可能性が50%であっても、それを非現実的にではなく現実的なものとして手元に引き寄せて commit しようとする精神作用も働いているものと考えられる。

細江(1932: 153)も、(3)と(4)のような例文について「近代人の考え方が、昔の人の考え方よりは著しく具体的、現実的になり、抽象的、想念的な言い方はなるべく避け、たとえ現実界を離れた想念上の事柄でも、前後の関係がこれを許し、誤解を起こさせる憂いのない場合には、かりにその事柄をひとまず現実として受け入れ、その上に立って陳述なり議論なりを進めるようになったからである」と考える。そして、今日実際の場合に、叙想法(仮定法)を用いた場合と叙実法(直説法)を使った場合との間に、効果の上から見てその意味するところになんら言うほどの差異はなく、いずれを用いても事実上不都合は生じない⁶⁾と述べている。

that 節における仮定法現在の基本概念

条件文における仮定法現在は使用されなくなっているのに対して、(1)(2)のような that 節においては依然使用されているのである。その理由を考えるために、ここでは that 節における仮定法現在についての考察を試みる。

(5) I think that he is right.

(6) I think that he be right.

この2文を比べた場合一般的には(5)は事実を(6)は中立的な意味を表すと考えてしまうが、2文とも判断内容の表象である。これは、中右(1994: 55)によれば、that 節内の命題 (proposition) を I think という真偽判断のモダリティによって、その内容を suspend な状態にすることが可能となるからである。中右はこの(5)(6)の命題内容を非既定的(non-pre-established)としている⁷⁾。よって、この2文は be 動詞が原形であるなしにかかわらず、その実現の可能性において等しいということになる。

if 節の場合と同様に that 節内の命題を suspend な状態よりむしろ現実的なものとして手元に引き寄せて commit しようとする精神作用の働きの中で直説法化が進み、Curme(1931:416)⁸⁾ や児馬・中尾(1990:145)⁹⁾ が主張しているように、OE(Old English: 古英語)の英語では使用されていた(6)のような例文も、直説法に取って代わられたと考えられる。

ではどのような場合に that 節の中に仮定法現在が用いられるのであろうか。ここで注目すべきことは動詞そのものの特徴である。特に仮定法は、事実を叙述するのが目的ではないわけであるから、know, forget, regret などの factive verb がたとえ that 節をとろうとも仮定法はとれない。know, forget は S モダリティ^{注1)}をとらず、that 節内の命題内容は factive である。regret は価値判断の S モダリティを表すが、命題内容の真実性を前提としないかぎり、それが指し示す状況に対して情緒的価値判断を表明することができないので、命題内容は factive である。

注1) S モダリティとは中右 (1994: 53)の用語であり、話し手が発話時点において全体命題(真偽いずれかの値)に対してとる信任態度(コミットメント)のことである。

(7)*I know that he be honest.

この例文では、know は factive verb であり仮定法現在を使用できず、非文となる。

つまり、「factive verb は、仮定法現在を絶対取り得ないが、non-factive verb なら一応その潜在力として仮定法現在を取り得る」のである。

すると、少数の成句になった祈願文を除き、条件、譲歩、時を表す副詞節や non-factive verb のうちで think, suppose 等が従える that 節では仮定法現在を使わなくなっている一方で、order, demand, request 等の Suasive verb (勧告動詞)や important, necessary 等の形容詞(Request Adjective)が従える that 節では、現在なお仮定法現在が用いられているのはなぜかという疑問が残る。

(8) They demand that Tokyo sell less and import more.

(9) He ordered that he start at once.

(10) It is necessary that he do the work.

これは同じ non-factive verb でも think 類と order 類ではその動詞の持つ機能が全く異なる。think 類は自分自身の内にとどまる判断を表す Epistemic Verb (認識様態動詞) であるのに対して、demand は Will (意志) が主に自分以外に対して働く対聴者的、対外的な Suasive Verb であり、important 類の形容詞 (Request Adjective) もそれに準ずる働きをするのである。

Quirk et al. (1985: 155) は上記のような事実を考察して、order, demand や important 類の従属節を Mandative Subjunctive (命令的仮定法) と呼んで次のように述べている。

Subordinate-imperative clauses are like main imperative clauses in having present-subjunctive verb forms as predicators, and they are like main imperative clauses in force.

Quirk et al. は、動詞が原形をとっているのは命令文の力(imperative の法性)によると考えているのである¹⁰⁾。安藤(2005: 376)¹¹⁾ や千葉(2013: 73)¹²⁾ も (8) (9) (10) の原形動詞について Quirk et al. に従い Mandative Subjunctive と呼んで、「広義の命令表現」と説明している。Givón(1993: 274) は(8) (9) (10) の原形動詞について imperative form (命令形) であると述べている³⁾。

Bolinger(1977: 184) は、Stockwell et al. (1973) が仮定法現在を埋め込まれた命令文 (embedded imperative) と言ったのに対して、

..., instead of a subjunctive being an embedded imperative, an imperative is a liberated subjunctive.

と「仮定法は埋め込まれた命令文である、というよりはむしろ、命令文こそが解き放たれた仮定法である」²⁾ とまで述べている。

いずれにせよ、Quirk et al. や Givón, Bolinger も that 節の仮定法現在が命令文の力(imperative の法性)をもっているということでは一致しており、そのことこそが that 節に仮定法現在が用いられる理由であると考えられる。

命令文の表す意味

次に、いわゆる「命令文」がどのような意味を表すのかを考える。

Curme(1931:431)は

The imperative is the mood of command, request, admonition, supplication, entreaty, warning, prohibition.

と、「命令文」が様々な意味で用いられていると述べている⁸⁾。

Quirk et al. (1985: 831)も「命令文」が様々な発話内行為に用いられるとして、多くの例をあげているが、ここではそのいくつかを紹介する。

ORDER, COMMAND	Make your bed at once.
PROHIBITION	Don't touch.
REQUEST	Shut the door, please.
PLEA	Help!
ADVICE, RECOMMENDATION	Take an aspirin for your headache.
SUGGESTION	Ask me about it again next month.

そして、これらの発話内行為の意味はほとんどの場合、状況に依存しているとしている¹⁰⁾。

このように、命令というのは、単に人に「～せよ」という「命令」だけではなく、「話者が望む・願うことを他の人に働きかけて実行してもらう」などの様々な意味合いがあることが分かる。

従って、that 節の仮定法現在とは、「命令文」のこのような多様な意味が Suasive Verb や Request Adjective などに反映された表現であると解することができる。

Bolinger(1977:187)は下記の例文をあげて

A: Are you demanding that I be fired?

B: Not necessarily. I demand, entreat, advise, suggest, or only hint that you be fired.

多様な Suasive Verb が that 節に仮定法現在をとり得ることを示している²⁾。

以下に、この構文から派生した興味深い例文をあげる。

- ・「Suasive Verb の名詞が that 節と同格」 — 中野(2016: 99)

(11) They made a strong request that the recommendation be carried out.¹³⁾

- ・「主語（形容詞＋名詞）＋be＋that 節」 — 安藤(2005: 368)

(12) The important point is that both be satisfied with adjustment.¹¹⁾

- ・「主語（人）＋be＋形容詞＋that 節」 — Thomson and Martinet(1986: 209)

(13) He is anxious that classes (should) be started at once.¹⁴⁾ 注2)

注2)・上記の3つの例文は例文(1)も含めて全て受け身であるが、Thomson and Martinet(1986: 208)

によれば、that 節における仮定法現在¹⁴⁾は受け身文で特に有用であると述べている¹⁴⁾。これは、(11), (12), (13)のいずれの例文も、that 節の受け身文を独立した命令文に書き換えることができないからこそ、これらの受け身文の仮定法現在が表現形式として有用であると考えられる。

・例文(13)における should については例文(15)の注 4) を参照。

that 節における仮定法現在の構造分析

では具体的に、直接話法の命令文を間接話法に書き換えた際に、命令文がどのような形で間接話法の文の中に埋め込まれ、どのような意味変化を伴うのかを考える。

「私が彼に’Do the homework.’」と命令した場合を Declerk(1991: 529)に従って考える。

(14) ↓ a. I said to him, “Do the homework.”

- | | |
|--|--|
| <div style="font-size: 3em; line-height: 1;">[</div> | b. I <u>told/ordered/demanded</u> him to <u>do</u> the homework. or |
| | c. I <u>told</u> him/ <u>said</u> (to him) that he <u>was to do</u> the homework. or |
| | d. I <u>ordered/demanded</u> that he <u>do</u> the homework. |

Declerk のよると、(14)a. の書き換えとして(14)b. が最も一般的であるが、伝達節が単純現在時制のときは(14)c. の不定詞構文が好まれ、(14)d. もまた用いられるとしている¹⁵⁾。Quirk et al. (1985: 1030) も(14)b. /d. への書き換えを可能だとしている¹⁰⁾。

しかし、Thomson and Martinet(1986: 209)の考え¹⁴⁾に従うと、

(14)b./c.=I probably told him myself.

(14)d.=I probably told someone else to tell him. ^{注3)}

注 3) Thomson and Martinet(1986: 283)は、(14)d. の構文について

The recipient of the command need not necessarily be addressed directly.
とも述べている。

となり、(14)a. =(14)b. /c. であるが、(14)d. とは同値とならない可能性が高いということになる。ただ、Thomson and Martinet の記述は「命令の受け手に必ずしも直接的に命令が伝えられたものではなく、第三者に向けられた可能性が高い」と言っているだけであり、文脈により(14)d. で he に直接私自身が order していると解することを完全に否定していないと考える。

このことを、次の例文で考えてみる。

(15) At the DMZ (demilitarized zone), it was Kim Jong Un who suggested South Korea’ s leader

should walk into the North. And then he did the same.

— (2018.6.13 abc WORLD NEWS TONIGHT) 注4)

注4)・この例文は order ではなく suggest の例文あり、Swan(2016: 262)によれば、suggest の (14)b. のような不定詞構文は非文になる⁵⁾。しかし、(14)a. /c. /d. の例文とは対応している。つまり、(14)d. の that 節の前の動詞と that 節の主語との関係を考える上では有効な文と考える。

- ・should を Quirk et al. (1985: 1030) は putative should (推定的 should) と呼び、アメリカ英語では原形のみで should を用いないことが多いが、イギリス英語ではよく用いられると述べている¹⁰⁾。また、Swan(2016: 264)はこの should は改まったイギリス英語において用いられる傾向が強いと述べている⁵⁾。そして、Thomson and Martinet(1986: 209)は should を用いた方が、原形動詞だけの場合より命令の意味合いがより間接的となり、緩衝材としての役割を果たしていると述べている¹⁴⁾。この例文はアメリカ英語であるが、金正恩(キム・ジョンウン)朝鮮労働党委員長と文在寅(ムン・ジェイン)大統領との微妙な関係を should を用いることにより、より間接的で丁寧な改まった表現にしようとする意図が働いたものと考えられる。
- ・接続詞の that が省略されていたり、putative should が用いられているが、今問題にしている suggest が誰に対する発言であるかを考える上では関係ないと思う。

これは、アメリカのABC放送が北朝鮮の金正恩(キム・ジョンウン)朝鮮労働党委員長についての生い立ちなどの特集をした際の一部であり、金正恩(キム・ジョンウン)朝鮮労働党委員長が、2018年4月27日に、南北の軍事境界線上の板門店で出迎えた韓国の文在寅(ムン・ジェイン)大統領に対して、北朝鮮への境界線を踏み越えようと誘った時の報道文である。

この例文(15)において、金正恩(キム・ジョンウン)朝鮮労働党委員長が文在寅(ムン・ジェイン)大統領に対して直接に提案したことは明白である。また、例文(1)も、受け身文ではあるが、誰に対してなのかと考えた場合に、「ヒラリー・クリントン氏を民主党の大統領候補として選ぶように、バーニー・サンダース上院議員が民主党大会に出席した人々に対して直接に働きかけている」と考えることができる。

それに対して、例文(2)は、「イギリス議会が、Facebookのデータ不正流用問題に関して、マーク・ザッカーバーグ氏にイギリス議会に出席して説明することを要請している」わけであるが、マーク・ザッカーバーグ氏に直接要請していると考えすることはできない。

つまり、(14)d.の構文において、that節の主語に対する直接的な発話行為かどうかは文脈次第であると言える。

さらに、(14)d.について通時的に考えると興味深い事実が発見される。中尾・児馬(1990: 90, 145,

149, 150)によると、OE では「S + V + O + that-clause」の型が最もよく用いられていた構文で、Thomas More(1478. 2. 7-1535. 7. 6)の頃まで用いられたとしている。また、この構文のO(目的語)とthat 節の主語は同一の物/人をさすとして、次のような例文を挙げている。

(16)a. He commanded them that they should be ravaging that land. (them=they)

b. I advised her that she (should) wait. (her=she) 注5)

注 5) 例文(16)a. は現代英語においては非文となる。例文(16)b. は現代英語においても容認される。

中尾・児馬は、現代英語においても(16)b. のように「S + V + O + that-clause」の型が可能な動詞もあるが、多くは、下記のようにOの消滅した文や不定詞付き目的語の構文へと変化してきたと述べている⁹⁾。

(17)a. He commanded that they be ravaging that land.

b. He commanded them to be ravaging that land. 注6)

注 6) 例文(17)a. /b. は中尾・児馬(1990: 85, 90, 91)の記述に基づき西村が例文(16)a. を書き換えた。

つまり、OE の(16)a. から現代英語の(17)a. への変化で、Oが消滅した当初は、that 節の主語が Suasive Verb の直接の対象者であると認識されていたものが、時の経過とともに曖昧になり、その変化の中で、例文(2)のように that 節の主語が Suasive Verb の直接の対象者ではない表現も生まれきたものと考えられる。

ここで、(14)d. の構造の文について明らかになったことは、直接話法の命令法の法性(原形動詞をとる力)が間接話法の that 節の埋め込み文の動詞に保持され、その法性によって that 節の中でも原形動詞をとるということである。誰に対する発言なのか問題になるが、発話の状況・文脈が異なる以上、意味の違いが出てくるのが当然である。このことは語用論の問題であり、言語の進化・多様化・時代による意識の変化などの結果と言えるのではないだろうか。注7)

注 7) (14)b. のような構文に対して COBUILD(2017: 362)は、Declerck(1991)や Quirk et al. (1985)、Thomson and Martinet(1986)などの記述より一歩踏み込んで、

If someone orders, requests, or advises someone else to do something, this can be reported by using a *to*-infinitive after a reporting verb such as *tell*. The person being addressed, who is going to perform the action, is mentioned as the object of the reporting verb.

と、例文(14)b. の場合であれば、told/ordered/demanded の行為は him に対して直接なされたものであると明確に述べている¹⁶⁾。

それに対して、中右(1994: 420, 421)は、order の「不定詞付き対格」の内部構造は V - NP - [sPRO to VP]ではなく V - [sNP to VP]と考える。

すると、(14)b. の order の文は

- (18) I ordered [him to do the homework].
 命令者 動作主 命令の中身

となり、命令の受け手が顕在化していない分、(18)に対応する直接語法は必ずしも(14)a. と同値とは限らないことになる。

しかし、中右(1994:421)は、同時に (18)の文は「ある特定の命令を下す、ということだけを述べているのであって、その命令をある特定の相手に向かって下す、ということまで述べていない。実際の場面では、命令の行為があれば、命令の受け手もまた必ずいるにちがいない。しかし、これらの文の場合には、統語構造に基づいて確定するすべは何もなく、純粋に語用論の問題であるといわなければならない」⁷⁾と述べている。つまり、逆に言えば(18)の文において、him に対しての命令であることもあり得るということを否定していないのである。

まとめ

本稿では、that 節における仮定法現在について、その用法の歴史的な背景を考えながら、本質的な意味についての一考察を試みた。

結論として、仮定法の直説法化への流れの中で、that 節に仮定法現在が今なお用いられるのは、「命令文」の多様な意味を表す Suasive Verb や Request Adjective が用いられることによって、that 節の中の動詞に命令文の原形をとる力(imperative の法性)が保持されているからであると考えた。

大学生や高校生に仮定法現在の指導をする場合の英語教育の観点からは、一つ一つの Suasive Verb や Request Adjective を覚えさせるのではなく、Suasive Verb や Request Adjective が持つ「他者に何かを働き掛けようとする広い意味での命令的な力」の作用について理解させ、そのような意味合いを持つ動詞や形容詞が that 節を従えている場合には仮定法現在を使用することが可能であると認識させるだけで充分であると考えた。

仮定法現在について考える上で、さらに掘り下げるためには、アメリカ英語とイギリス英語の違い、特に putative should の問題についてより深く考える必要があるが、そのテーマに関しては今後の研

究課題としたい。

引用文献

- 1) Bradly, H. (1904). *The Making of English* (p.38). Macmillan.
- 2) Bolinger, D. (1977). *Meaning and Form* (p.184, p.187, p.189). Longman.
- 3) Givón, T. (1993). *English Grammar: A Function-Based Introduction, Volume II* (p. 275, p. 274). John Benjamins.
- 4) Leech, G. & J. Svartvik. (2002). *A Communicative Grammar of English* (p.396). Longman.
- 5) Swan, M. (2016). *Practical English Usage* (p.262, p.264). Oxford University Press.
- 6) 細江逸記. (1932). *動詞叙法の研究* (p.153). 篠崎書林.
- 7) 中右 実. (1994). *認知意味論の原理* (p.55, p.420, p.421). 大修館書店.
- 8) Curme, G. O. (1931). *Syntax* (p.416, p. 431). Heath.
- 9) 中尾俊夫・児馬 修 (編). (1990). *現代の英文法* (p.85, p.90, p.91, p.145, p.149, p.150). 大修館書店.
- 10) Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech & J. Svartvik. (1985). *A Comprehensive Grammar of the English Language* (p.155, p.831, p.1030). Longman.
- 11) 安藤貞雄. (2005). *現代英文法講義* (p.376, p.368). 開拓社.
- 12) 千葉修司. (2013). *英語の仮定法* (p.73). 開拓社.
- 13) 中野清治. (2016). *英語仮定法を洗い直す* (p.99). 開拓社.
- 14) Thomson, A. J. & A. V. Martinet. (1986). *A Practical English Grammar* (p.208, p.209, p.283). Oxford University Press.
- 15) Declerk, R. (1991). *A Comprehensive Descriptive Grammar of English* (p.529). Kaitakusya.
- 16) COBUILD. (2017). *Collins COBUILD English Grammar* (p.362). Collins.

参考文献

- Chiba, S. (1987). *Present Subjunctives in Present-Day English*. Shinozaki Shorin.
- 千葉修司. (2018). *英語の時制の一致*. 開拓社.
- 福地 肇. (1985). *新英文法選書 10 談話の構造*. 大修館書店.
- 稲田俊明. (1989). *新英文法選書 3 補文の構造*. 大修館書店.
- Palmer, F. R. (1986). *Mood and Modality*. Cambridge University Press.
- Stockwell, R., P. Schachter., & B. Partee. (1973). *The Major Syntactic Structures of English*. Holt, Rinehart & Winston.